

人事委員会設置に関する請願書

紹介議員 打越浩



件名 人事委員会設置に関する請願書

趣旨 地方公務員法 第二章 人事機関 人事委員会又は公平委員会の設置が、第七条に規定されており、人口15万人未満が公平委員会であり、人口15万人以上は人事委員会設置が可能である。

ひたちなか市の人口が、15万人以上となり、人事委員会の設置を行うべきである。建築指導課も特定行政庁として、茨城県庁と同等の権限があるため、人事委員会を設置し、ひたちなか職員の質の向上を推し進めるべきである。

人事委員会は、公平委員会に対し、第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
  - 二 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
  - 三 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
  - 四 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
  - 五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
  - 六 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
  - 七 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- 上記が追加となり、ひたちなか市職員の意識向上を図ることとなり、市民に対する業務の質の向上となる。ひたちなか市民のために、人事委員会設置に関する罰則のある条例制定を求める。

上記のとおり請願書（陳述書）を提出します。

令和 4 年 2 月 23 日

請願者（代表） 住所 [REDACTED]

（陳述者） 氏名 [REDACTED] (他 18名)

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 殿